

## 公社等外郭団体の改革について

### 平成15年度対象団体

- (財) グリーンピア土佐横浪
- (財) エコサイクル高知
- (財) 高知県農業公社
- (社) 高知県種苗センター
- (財) 高知県競馬施設公社
- (社) 高知県森林整備公社
- (財) 高知県内水面種苗センター
- (社) 高知県建設技術公社
- 高知県土地開発公社
- 高知県道路公社
- 高知県住宅供給公社

平成16年3月  
公社等改革推進会議

## 1 公社等外郭団体を取りまく環境の変化

公社等外郭団体（以下「公社」という。）は、多種多様な県民ニーズに対応するため、県行政が行うべき分野を補完・分担する役割を担ってきました。

しかし、近年の厳しい社会・経済の変化や地方分権の本格化を背景に、公社を取りまく環境は著しく変化しており、公社が担ってきた公的サービスの分野への民間企業や非営利団体（NPO等）等の参入により、公社の設立目的の達成や存在意義の希薄化が指摘され、民間企業や非営利団体等との役割分担の明確化、県の財政的・人的支援からの自立等が求められています。

## 2 これまでの取り組みの経緯

これまでも公社のあり方については、以下のような見直しに取り組んできました。

- (1)平成7年11月：「高知県行政改革大綱」策定
  - ・公社について「社会経済情勢の変化に対応した適切な運営が行われるようそのあり方等について見直しを行い、経営の効率化に努める」
  - ・主要な公社の役員への県OBの再就職の廃止、県OB役職員の退職手当の廃止。
- (2)平成9年5月：公社等改革推進会議の設置
  - ・「公社等改革推進の基本方針」を策定。
- (3)平成10年3月：「公社等外郭団体の改革について（Ⅰ）」策定
  - ・高知県土地開発公社等8団体に関する改革方針
- (4)平成10年10月：新「高知県行政改革大綱」策定
  - ・高知県情報公開条例の一部改正（公社等外郭団体の情報公開努力義務規定の新設）
- (5)平成11年3月：「公社等外郭団体の改革について（Ⅱ）」策定
  - ・県が25%以上出資する団体（株式会社は除く。）のうち、前掲の8団体を除く39団体の改革方針

(6)平成12年12月：第2次財政構造改革取組方針最終とりまとめ

- ・(財)高知県広報センターの廃止等個別事務事業の見直し。

【公社の統廃合の状況】

年 月	内 容
平成11年3月	(財)高知県東京宿泊所運営会の廃止
平成11年4月	(財)高知県中小企業公社を(財)高知県産業振興センターに統合
平成12年3月	(財)高知県心身障害者扶養財団の廃止
平成12年4月	(財)高知県公園協会を(財)高知県スポーツ振興財団に統合
平成12年7月	(財)土佐寒蘭振興協会を(財)高知県牧野記念財団に統合
平成12年9月	(財)高知県労働者信用基金協会の廃止
平成13年6月	(財)高知県広報センターの廃止
平成14年4月	(社)高知県観光連盟と(財)高知コンベンションビューローを(財)高知県観光コンベンション協会に統合

### 3 公社等外郭団体の見直しの方向

今回の見直しは、公社を取りまく環境の変化を踏まえて、これまでの改革から更に踏み込んだ検討を行い、県としての方針を取りまとめました。平成15年度から、後年度に県の財政負担が見込まれる公社及びあわせて検討すべき公社を優先して取り組めますが、県が25%以上出資している他の公社についても、引き続き改革の基本方針に基づいて各担当部局と公社と協議のうえ鋭意見直しに取り組むこととします。

## 基本方針

### 1 改革の基本的な方向

- (1) 公社等外郭団体については、原則、廃止又は民営化する。  
存続させる場合には、存続理由を明らかにする。
- (2) 公社等外郭団体に対する県の人的・財政的支援を縮小・見直しする。
- (3) 民間との役割分担を見直し、徹底して民間の活力を活用する。  
民間で担える業務から撤退する。  
公の施設の管理に関しては、指定管理者制度を積極的に活用する。
- (4) 体制縮小や廃止に当たっては、プロパー職員の処遇について十分配慮するものとする。県は、団体への関与の状況に応じ、団体と協力して、団体間の人事交流や再就職の支援を行う。

### 2 公社等外郭団体を存続させる場合

#### (1) 組織

- ・真に必要な業務に見合った効率的な組織体制とする。
- ・効率的な業務執行のため、組織体制をスリム化するとともに、役職員については、必要最小限の体制とする。
- ・他公社との管理部門の一元化や公社間及び公社内での役職員の兼務化などを検討する。

#### (2) 人員

- ・プロパー職員の新規採用（退職補充を含む。）にあたっては、将来見通しを十分考慮のうえ慎重に行うものとする。なお、採用が必要な場合には、他公社の見直しに伴うプロパー職員の公社間異動を含めた雇用対策の検討が必要なため、公社等改革推進会議に諮る。
- ・県からの職員派遣は縮小していく。
- ・役員については、原則として県職員OBを充てない。また、民間活力の導入の

ため、民間からの積極的な登用を行うものとする。

(3) 給 与

- ・役職員の給与等については、公社ごとの組織体制、財務状況等に応じた制度とし、各々の役職員の職務と責任に応じ、かつ業績を反映した運用を行うものとする。

(4) そ の 他

- ・情報公開及び個人情報保護について、県の条例に準じた規定の整備を図るものとする。

## 個 別 事 項

### <基本的な方向 一覧>

団 体 名	基 本 的 な 方 向
(財) グリーンピア土佐横浪	廃止
(財) エコサイクル高知	存続 (健全な経営を確保する)
(財) 高知県農業公社	農業会議との事務局の一元化と廃止も視野に入れた事業の受け皿の育成
(社) 高知県種苗センター	県の関与の縮小
(財) 高知県競馬施設公社	廃止 (建設債務の償還後)
(社) 高知県森林整備公社	当面存続 (経営改善等に取り組む)
(財) 高知県内水面種苗センター	廃止 (3年を目途に施設移管に伴う課題解決に取り組み後)
(社) 高知県建設技術公社	当面、団体への県の関与の縮小
地方三公社	平成16年度に三公社のワンフロア化、役員の兼職化により実質的に統合する。
高知県土地開発公社	廃止 (5年を目途に長期保有地の処分等に取り組み後)
高知県道路公社	廃止 (建設債務の償還後)
高知県住宅供給公社	廃止 (既分譲事業等の終了後)

### 1 (財)グリーンピア土佐横浪

大規模年金保養基地については、平成13年12月19日付で「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、出来るだけ早期に廃止する。」という閣議決定がなされた。

グリーンピア土佐横浪についても早期廃止の方向が示されており、平成15年度末には年金資金運用基金との委託契約が終了することから、財団は事業目的を失うため、解散する。

## 2 (財)エコサイクル高知

産業廃棄物処理施設の設置の賛否を問う高岡郡日高村の住民投票（平成 15 年 10 月 26 日）の結果を受けて、平成 20 年度稼働に向けて事業を進めることとなった。

このため、今後、財団は、自主性、自立性の高い運営を基本として、建設費の負担割合について各出捐団体と十分協議、調整するとともに、運営手法等を検討し、施設稼働後の健全な経営を確保する。

## 3 (財)高知県農業公社

財団の経営状況としては、累積赤字は徐々に縮小しているが、人件費は県の補助を必要としている状況であり、また、公社の担っている業務の内容、実績等を考えると独立した団体として存続させることが効率的とはいえない。

これまで、類似の事業を行っている団体との統合を検討してきたが、法制度上の制約が解消されず、実現に至っていない。今後は、当面、類似の事業を行っている農業会議との事務局の一元化等を図り、組織のスリム化、業務の効率化、累積赤字の縮小に取り組む。

また、県民ニーズを踏まえながら、将来的に財団を解散することも視野に入れて、農地保有合理化事業や新規就農者対策など公社業務の受け皿となる団体の支援育成に取り組む。

## 4 (社)高知県種苗センター

平成 11 年に事業・経営改善計画を策定して経営改善を図ってきており、累積赤字は徐々に縮小している。経営面に県が関与する必要性は薄いことから、県の関与を可能な限り縮小していく。

ただし、県が開発した品種の原々種、原種の機密保持の観点からの関与は引き続き行っていく。

## 5 (財)高知県競馬施設公社

財団は、県競馬対策室内にある事務局において、競馬場建設債務の償還事務を行

っているのみであり、債務処理が終了した時点で解散する。解散後の施設管理の方法については事前に十分検討しておく。

## 6 (社)高知県森林整備公社

新たな事業には着手しないが、これまでの分収林契約があるため、当面、解散は困難であり、平成15年5月策定の経営改善実行計画に沿った経営改善に取り組む。その実行性を担保するため、団地ごとに資源情報を整理し、最善の処分方法を選択する。また、今後伐期を迎えるにあたって、民間の優れた経営感覚を導入することとする。

さらに、公庫資金の繰上償還や低利資金制度の創設について、他県と連携して国や農林漁業金融公庫に対して要望していく。

## 7 (財)高知県内水面種苗センター

財団は、内水面関係種苗生産施設を所有しているが、高知県内水面漁業協同組合連合会に有償貸付し、種苗生産業務は同連合会が行っているという実態にあり、独立した団体として存続させる意義は乏しい。

そのため、3年を目途に施設の移管に伴う諸費用の取扱いなどの課題を解決したうえで、財団を解散する。

## 8 (社)高知県建設技術公社

これまでの改革において、民間と競合する業務からの撤退、公益事業を中心とした業務形態への転換を図ってきたが、現在の公社の業務は県からの委託業務が中心となっている。今後は、官民の役割分担の見直しを行う中で、公社でなければならない業務を明確にし、今後の団体の進むべき方向を改めて検討しなければならない時期にきている。

そのため、当面は、技術力の弱い市町村の設計積算、施工管理の支援等に移行させながら、県の関与を縮小し、会員及び役職員についても民間人や市町村の関係者等を中心とした体制に変え、3年を目途に主体的な検討及び判断を行う。



## 9 地方三公社(高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社)

### (1) 三公社の一体化

三公社の廃止を見据え、平成16年度に事務所をワンフロア化し、理事長以下役員を兼務させ、三公社を実質的に統合し、組織体制のスリム化、業務の効率化を図る。

また、各公社廃止後の管理的業務を引き継ぐことも考慮し、三公社を統合する団体の設置に向けて取り組む。

### (2) 高知県土地開発公社

公共事業の減少や地価の下落などにより、公共用地の先行取得業務の需要は減少してきており、公社の使命、役割は小さくなっている。

今後、代替地の取得は行わず、国直轄事業、高速道路用地等に係る先行取得業務を主体として経営を確保しつつ、長期保有地の処分に取り組み、概ね5年を目途に廃止する方向で取り組んでいく。

### (3) 高知県道路公社

公社は、現在は有料道路の維持管理、建設債務の償還事務のみを行っている。

後は、新たな有料道路の建設は実施せず、高知桂浜道路に係る元利償還金の償還後に廃止する。

今後さらに、交通量の増加対策等経営改善に向けて努力しながら、前倒しも含めた償還計画の見直しを検討していく。

### (4) 高知県住宅供給公社

住宅供給公社は、住宅の不足が著しい地域における住宅供給を目的に設立された特別法人であるが、民間でも住宅供給が十分実施可能な時代になっており、設立当初の役割は既に終了している。

後は管理業務主体とし、新規事業は行わない。十市パークタウン、植田団地などの継続事業の早期分譲等に取り組み、事業終了後、公社としては廃止する。